

特定放射性廃棄物の最終処分取組見直しに向けた国民からの御意見
(平成25年10月15日～平成25年11月7日)

※個人情報等を除き原文を掲載しております。

○年齢：80代以上

○性別：男性

○職業：会社顧問

○都道府県：茨城県

○御意見及びその理由

私は国民にとって原子力利用が必要であると考えています。従って、放射性廃棄物を処分できないことが理由で国民が原子力利用に反対することを残念だと思っています。

核分裂反応で発生するエネルギーを利用する以上は、どのような方法でも核分裂生成物（中性子捕獲生成物を含む）を含む「使用済燃料」が発生します。米国などではそのまま「放射性廃棄物」としますが、我が国はそこから資源として使用できるウランとプルトニウムを精製して分離（再処理）して「残存物」を「放射性廃棄物」とする方法を選択しています。

最近、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」を見直して、この法律は「国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与すること」を目的とするとしていますが、「国は、全ての生活部面について公衆衛生の増進に努めなければならない」としている。

日本国憲法第25条第2項に反して、国民の放射線障害を低減するための努力を求めていることが国の政策を制限し、国民のコンセンサスを得られにくい原因であると考えます。

放射性廃棄物の最終処分方法として地層処分を選択することに異議はありません。

放射能を閉じ込める技術は十分にできると信じています。それでも、閉じ込められる。

放射能の性質（半減期や化学的性質）に依存して最適な閉じ込め技術や処分方法（処分地層の選択等）が存在する筈だと考えます。

国民は、生活ゴミが最終的にどこかで埋め立てに使われていることを容認していますが、資源ゴミと焼却ゴミを分別することが常識で、高く売れるアルミ缶以外はなにもかも一緒にするようなことはありませんし、水銀を含む電池などをゴミに入れてはいけないことを知っています。

国は、「残存物」から特定の成分を分離して、その成分に適した処分方法を探

る努力をしています。しかし、そのような成分を「残存物」に含めないような再処理方法が世界で検討されていることに無関心であり、国民にも知らせていないことで、国が一生懸命やっているとは思われない問題の根源があると考えます。この理由が将来にわたるプルトニウムの使い方についての拘りであるとしたら、その考えが現在原子力を使いたい国民の希望の障害となっていることに気がつかなければなりません。

○年齢：60代

○性別：女性

○職業：無職

○都道府県：岐阜県

○御意見及びその理由

1. 学術会議の原子力委員会の回答を受けて放射性廃棄物ワーキンググループが改めて開催されました。

当初、放射性廃棄物ワーキンググループでは、原子力政策そのものの見直しを対象とすべきだとの意見が相次ぎました。しかし放射性廃棄物ワーキンググループは放射性廃棄物処分に限定した審議をする場であり、原子力政策は基本政策分科会の役割である。放射性廃棄物ワーキンググループには基本政策分科会と重なる委員が多いことから、コミュニケーションをはかると決められました。

ところが放射性廃棄物ワーキンググループと基本政策分科会の意見交換も話し合いも未だないまま基本政策分科会は12月には原子力のあり方を含めた報告を取りまとめると報道されています。

放射性廃棄物ワーキンググループと基本政策分科会の実りある話し合いが実現するのか、それが、原子力政策の見直しを含めた議論を求めた委員の納得のいくものとなるのか、疑問を深めています。

2. 2012年度のエネルギー環境会議で国民の意見を様々な形で示しました。ここで示された国民の意見は、時期は別として原子力発電の廃止が圧倒的でした。それは福島第一原発事故を受けて、原子力発電と向き合わざるを得なくなった多くの国民の声です

放射性廃棄物を日々作り続けながら、放射性廃棄物があるから処分しなければならない。それは使ったあなた方の責任ですと言われるのではなく、私たちは原子力政策について積極的に参加し、議論して廃止を強く求めました。

そして原子力発電のない生活が定着しつつあります。この国民の判断を尊重する素地は十分に整っています。エネルギー環境会議に示した国民の声が尊重されるよう望みます。

3. 前回、平成 23 年度から回収可能性の調査研究を年約 3 億円程度かけて実施してきているとの声明がありました。

- ① 「平成 23 年度地層処分技術調査等事業（高レベル放射性廃棄物処分関連：地層処分回収技術高度化開発」の報告書には「本事業は、地下環境における高レベル放射性廃棄物の回収技術を整備し、国民の地層処分技術に関する安心感の醸成に資することを目的とする」とあります。安心感の醸成は気休めとも取れます。

研究は環境への影響から回収しなければならない事態に対応できるのか、確認される必要があるとおもいます。

- ② 全なガラス固化体を回収したとして、どれだけの期間、どこに保管するのでしょうか。環境に影響のあるガラス固化体を回収した場合、どこで保管するのでしょうか。
- ③ フランス製造のガラス固化体を 50 年間貯蔵し、健全性を保っていたという実証はあるのでしょうか。また 50 年後に船に積み、その後移動したという実績があるのでしょうか。

○年齢：40代

○性別：女性

○職業：主婦

○都道府県：岐阜県

○御意見及びその理由

前回第4回の会合では、地層処分以外の方法を検討するには時間がかかりすぎるので、可逆性・回収可能性を担保した形で地層処分を進めようというご意見がいくつか見られましたが、その方針を選択する過程に十分な住民参加、国民参加がなければ、結局、これまでと同じことを繰り返すだけだと思います。地層処分と決めた後、立地選定のプロセスに住民参加の機会をつくればよいという問題ではありません。